

## 政務活動費モデル条例案策定に対する意見書

- 1 私たちは、地方公共団体の議員・会派に対する政務調査費が議員の第二給与と化しているほどの乱脈ぶりが問題であるとして、政務調査費の支出の透明化を求めるとともに、用途をチェックしてきました。各地の市民オンブズ組織も政務調査費の用途を問題とする70件を超える住民訴訟を提起し、そのうち51件の判決で支出の一部が違法と認定されています。政務調査費の用途の健全化は地方議会の課題となっています。
- 2 一方、2012年8月に改正された地方自治法100条14項は「政務調査費」を「政務活動費」と改称し、交付の目的について「その他の活動」の6文字を付加しました。これを受けて改正される条例の定め方によっては、政務調査活動以外への支出を許容する結果をもたらすおそれを生じさせます。
- 3 しかし、名称が政務調査費から政務活動費に変更されたとしても、同条項を規定する地方自治法100条は議員の調査権限を定めたものである以上、議員、会派の調査活動と無縁な活動への支出を許すことにはなりません。また同様に、改正法が「その他の活動」を加えた趣旨も、調査活動に関連しない行為への支出を許すというものではありません。当該活動が議員、会派の調査に属することを前提とするとともに、それ以外の活動に資するものであっても費用を支出する余地を認めるという趣旨であって、政務調査費の支出について各地の裁判所で示された用途基準とほぼ同様であり、これまで裁判所が許さなかったものに対しても支出を許すものではありません。
- 4 むしろ改正法において重視すべきは、16項で支出の透明性を述べている点です。これは政務調査費の支出の透明性について領収証の開示程度に止まる多くの議会の運営が不十分であることを前提として、会派において作成しているはずの出納簿や視察報告書などの記録を透明化することを命じていることは明らかです。
- 5 以上の点を地方公共団体の各議会が十分に理解し、条例の適正な見直しをすることができるよう、①調査研究活動と無関係な支出が許されるものではないこと、②これまで開示してこなかった会派の出納簿や視察報告書などの記録もできる限り市民に公開すること、の周知徹底こそが重要であり、貴議長会に対し、これらを盛り込んだモデル条例案を作成されるよう、求めます。

2012年10月25日

全国都道府県議会議長会 御中  
全国市議会議長会 御中  
全国町村議会議長会 御中

全国市民オンブズマン連絡会議  
代表幹事 土橋 実  
代表幹事 井上博夫  
代表幹事 児嶋研二